

彦根市図書館整備基本計画

平成29年 3月 策定

令和 5年 3月 改訂

彦根市

彦根市図書館整備基本計画

目 次

はじめに -----	1
第1章 計画の策定にあたって -----	2
1. 計画策定の目的 -----	2
2. 計画策定の経緯 -----	3
第2章 彦根市立図書館の現状と課題 -----	4
1. 創設から現在に至るまで -----	4
2. 彦根市立図書館の現状 -----	6
3. 彦根市立図書館の抱える課題 -----	10
第3章 彦根市立図書館が目指す姿 -----	13
1. 基本理念 -----	13
2. 基本方針（コンセプト） -----	14
3. 基本方針の実現に向けた取組 -----	14
第4章 図書館整備に向けた考え方 -----	23
1. 図書館整備の考え方について -----	23
2. 中央館について -----	27
3. 北部館について -----	33
4. (仮称)中部館について -----	34
5. 南部サービスステーションについて -----	36
6. 移動図書館(動く図書館たちばな号)について -----	36
7. 図書館と各関係機関・施設・団体との連携・協力体制について -----	36



はじめに

彦根市の図書館は、市民の熱い要望によって、大正5年（1916年）4月25日に文部大臣から図書館設置の認可が下り、「彦根町立彦根図書館」が金亀町に開設されました。滋賀県内の図書館では歴史が古く、戦前には3館しかありませんでした。

今は、幅広い世代に利用していただき、気軽に本を手にとって読める時代になりましたが、自由に本に親しむことができない時代もありました。その時々図書館は、様々な読書活動を通して、本と接する機会を提供してきました。今日まで「暮らしの中に役立つ図書館」づくりに努め、市民の皆様とともに歩み、平成28年(2016年)に創設100周年を迎えました。

これからも市民が必要とする資料の提供に力を入れた「市民のための図書館」として、期待に応えていかなければなりません。

こうした中、中央館整備用地の選定に伴い、これまで計画していた図書館整備体制での図書館サービス圏域が変わるとともに、新たに旧ひこね燦ばれすを図書館として再整備するため、図書館整備体制の見直しを行う必要が生じ、本計画の改訂を行うものです。



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

現在の図書館は、本町一丁目(旧四番町)から現在地(尾末町)に移転新築され、昭和54年(1979年)11月に開館しました。

昭和53年(1978年)に策定の「彦根市立図書館建築計画」の中では、図書館法(S25)や公立図書館の設置及び望ましい基準(S39 文省)に基づき、現図書館を建築するだけでなく、複数の地域館と市全域サービス網計画の必要性についても提言されており、このことは長年にわたる図書館の課題でもありました。

図書館は、今日まで時代に応じた情報・サービスを提供し、日常生活や文化活動などを支援していくことで、「風格と魅力のある都市」の創造に向けて努めてきましたが、43年が経過し、収蔵スペースの限界、施設設備の老朽化に併せ、近年の利用者ニーズへの的確な対応、市全域への均質なサービスの提供などの面においても、さまざまな課題が生じています。

また、近年、図書館には、すべての市民がいつでも利用することができ、集い、交流し、知的好奇心や学習意欲、その他多様なニーズに応える社会教育施設として、地域の文化や歴史を伝え、地域コミュニティを支える情報拠点としての機能も求められています。

については、こうした課題や多様なニーズ等に応えることのできる新しい図書館整備を進めるための方針として「彦根市図書館整備基本計画」を策定します。



2. 計画策定の経緯

平成 22 年(2010 年)3 月に彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町および多賀町の 1 市 4 町による「湖東定住自立圏共生ビジョン」が策定され、拠点図書館の整備と圏域内図書館の連携に取り組むことになりました。

そして、平成 25 年(2013 年)3 月に湖東圏域内図書館整備等検討委員会において「湖東圏域内における望ましい公共図書館整備のあり方について(報告書)」が策定されました。この報告書は、将来を展望した図書館網の整備と圏域内各図書館の連携を探り、新たな図書館の建設および運営に生かせるようにまとめられています。この報告書を基に、平成 27 年度に設置した彦根市図書館協議会で意見をいただき、平成 29 年 3 月に「彦根市図書館整備基本計画」を策定しました。

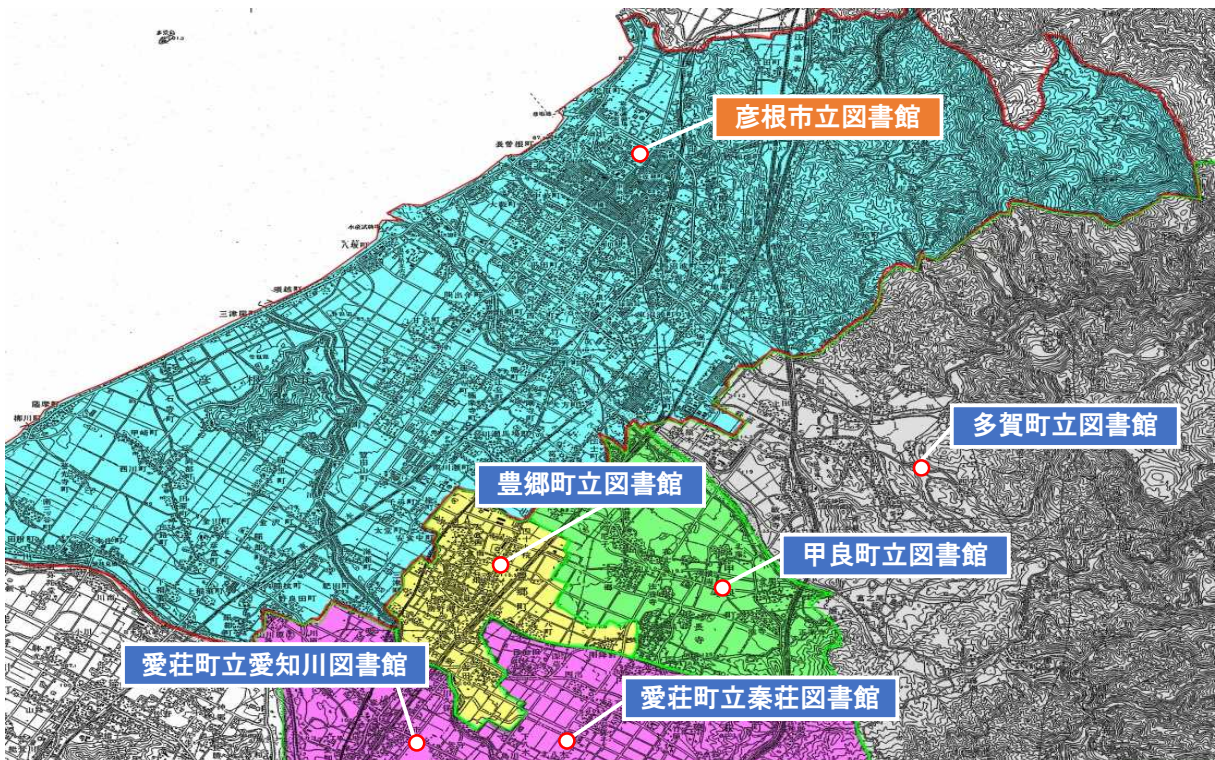


図 1 彦根市および4 町図書館の位置図



第2章 彦根市立図書館の現状と課題

1. 創設から現在に至るまで

大正4年(1915年)3月竣工の彦根公会堂(現金亀町)内に図書館設置が進められ、多くの人々や井伊家からの寄付、資料の寄贈を受け、大正5年(1916年)4月25日、文部大臣の認可により「彦根町立彦根図書館」が創設され、初代館長には町長が就任しました。創設時には、郷土の先人「井伊直弼公」の顕彰運動があり、町の有志は¹「御大典記念彦根開国文庫設置趣意書」を作り、資料を収集、その後も旧彦根藩士の家々から伝来の貴重な資料が図書館に寄贈され、それらが現在の郷土資料群の原型となりました。

大正13年(1924年)には、²中川禄郎氏の孫である留三郎氏の遺志により、中川家から図書館運営費(用地・建設費等)として74,000円の寄付を受け、昭和2年(1927年)4月に四番町(現本町一丁目)に移転、待望の独立館として2代目図書館が誕生しました。この年から専任館長が着任し、昭和12年(1937年)2月の市制施行により「彦根市立図書館」と改称されました。

戦時中は、蔵書を4か所に疎開させ、戦火から資料を守り、また戦後は、「巡回文庫」・「湖畔文庫」活動や「彦根読書友の会」、小学校高学年児童・中学生で構成された「少年読書クラブ」の活動が盛んに行われ、当館が実施した「農村の読書傾向調査」と併せ、昭和40年「動く図書館たちばな号」導入への大きな力となりました。

戦後も引き続き有志による「直弼公顕彰運動」が行われたことにより、マスコミに取り上げられ全国に大老ブームが巻き起こり、昭和27年(1952年)から³作家舟橋聖一氏の「花の生涯」の新聞による連載が始まり、翌年に単行本が刊行されました。その後、映画・テレビドラマ化もされ、全国に彦根の名を浸透させることになり、昭和39年(1964年)に舟橋氏に彦根市名誉市民称号(第1号)が贈られました。没後、遺族から生前の全蔵書や遺品を受贈し、⁴「舟橋聖一記念文庫」を開設しました。

昭和61年に「舟橋聖一顕彰文学奨励賞」、平成元年に「舟橋聖一顕彰青年文学賞」、平成19年には「舟橋聖一文学賞」を創設し、優れた作品を表彰してきました。小学生から高校生を対象とした舟橋聖一顕彰文学奨励賞については、現在休止をしています。顕彰青年文

¹ 御大典記念彦根開国文庫：天文年間(1764年頃種子島鉄砲伝来期)～明治年間の開国文化関係資料のこと。大正天皇の御大典を記念し、当時、町の有志からの寄付金で購入され、新設の町立図書館に贈られた。

² 中川禄郎(1796～1854)：号は漁村。頼山陽に漢学を学び、長崎では蘭学にも通じる。天保13年(1842)、藩主井伊直亮公に「御儒者役」として藩校に迎えられ、後の直弼公の開国論に大きな影響を与えることになった。

³ 舟橋聖一(1904～1976)：彦根市の名誉市民第1号。代表作である「花の生涯」は、松竹映画やNHK大河ドラマ第1作などに取り上げられたことで、全国的に彦根の知名度が高まり、観光客が増加した。

⁴ 舟橋聖一記念文庫：作家舟橋聖一氏の遺族から寄贈された資料で開設された文庫



学賞は、13歳以上30歳以下の青少年を対象に、全国公募しており、令和3年度においては、全国から40件の応募がありました。文学賞は、毎年6月1日を基準日とし、舟橋聖一文学の世界に通ずる文芸作品に授与しています。

昭和18年(1943年)に県立図書館が設立されるまで、県内に図書館は彦根と水口の2館しかなく、昭和50年以降に県内の図書館が、次々に開設されるまで、当館は大きな役割を果たしてきました。

旧館の老朽化が進み、新館建築が待ち望まれる中、昭和54年(1979年)11月に彦根城の東(尾末町)に新築移転し、現在の図書館が誕生しました。旧館時代は、ほとんど閉架式であったものを、ワンフロアの開架式に変更し、貸出に力を注ぐとともに、調査・相談を受ける⁵レファレンスカウンターを設置し、市民に役立ち、親しまれる図書館づくりに努め、平成28年(2016年)4月『彦根市立図書館創設100周年』を迎えました。

⁵ レファレンスカウンター：調査・研究・学習のために必要な資料・情報を求める利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用し、関連資料や情報を提供し、検索を援助するカウンター（窓口）のこと。



2. 彦根市立図書館の現状

(1) 図書館の建物の概要

構造： 鉄筋コンクリート 2階建（一部3階建）
 敷地面積： 4,500 m²
 建築面積： 1,795 m²
 建築延面積： 2,743 m²
 建築年月日： 昭和 54 年 10 月 13 日
 図書収容可能数： 400,000 冊
 駐車場面積・台数： 4,500 m² ・ 148 台（金亀公園利用者と共用）

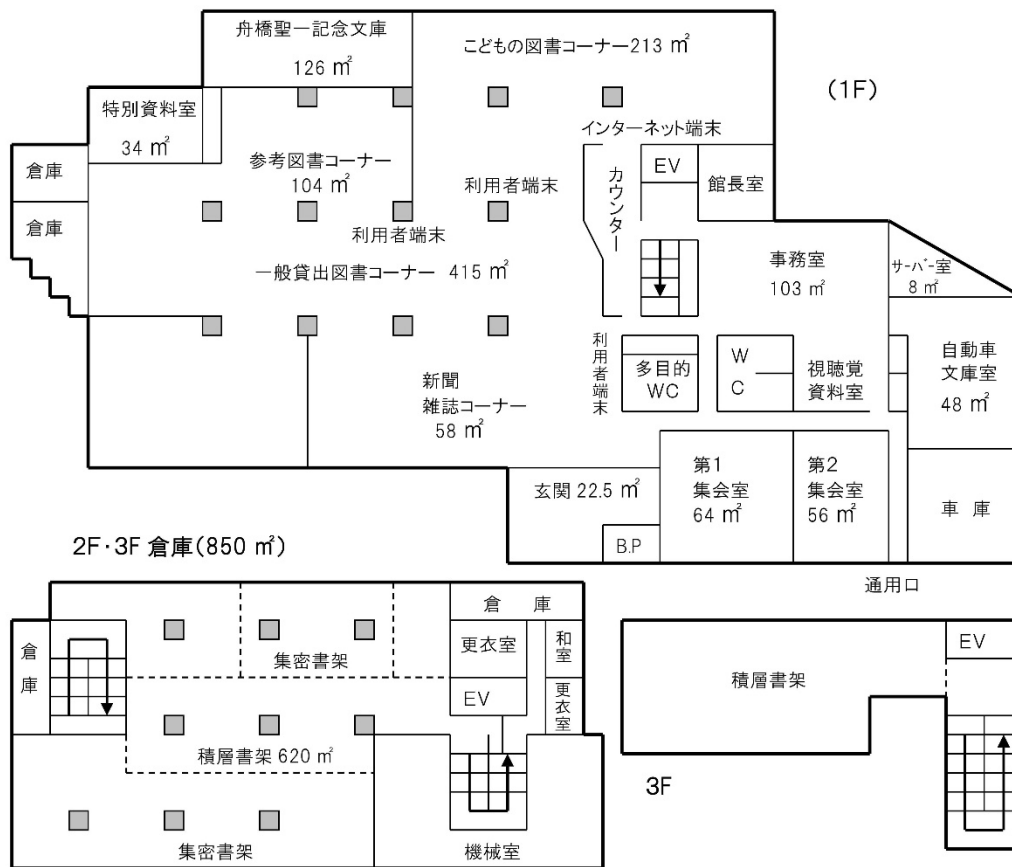


図 2 館内配置概略図

(2) 図書蔵書数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

表 1 図書蔵書数

区分	一般図書（冊）	児童図書（冊）	合計（冊）
本館	466,250	167,305	633,555
舟橋聖一記念文庫	17,520	56	17,576
動く図書館	13,480	10,885	24,365
地域文庫	2,990	10,236	13,226
合計	500,240	188,482	688,722



(3) 歴史・郷土資料

① 所蔵する歴史・郷土資料

○古文書	約	30,000 点
○郷土・行政資料	約	50,000 点
○明治・大正・昭和初期資料	約	200,000 点
○舟橋聖一記念文庫資料（図書を除く）	約	24,500 点
合計	約	304,500 点

② 資料の特徴

- 1 古文書は、和装本・絵図などを含め約 30,000 点、郷土・行政資料として約 50,000 点、明治・大正・昭和初期資料として約 200,000 点を所蔵しています。
- 2 ガラス版写真資料は、明治、大正初期にかけて当時の彦根市の情景や著名な方の写真を、約 500 枚保存しています。
- 3 旧彦根藩関連資料をはじめ、井伊家の養育係を務めた高橋氏玩具コレクションなど多岐にわたり、永久に残していく資料があります。
- 4 舟橋聖一記念文庫には、彦根市の名誉市民である作家の故舟橋聖一氏の遺族から、受贈した資料すべてを保管しています。
- 5 戦後から現在までの郷土に関わる新聞を、ほぼ全て保存しています。今まで合本として約 1,400 冊分が製本され、内の一部をデジタル化しています。
- 6 貴重な郷土資料や故舟橋聖一氏に関する雑誌等は、永久保存としているものがあります。

(4) 年度別入館者数・利用者数・貸出冊数等

- 近年の入館者数および利用者数をみると、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、微増傾向にあります。貸出冊数を増やすため、図書の充実を図り、利用者の確保に取り組んできました。インターネット予約の件数の増加は、家庭から簡易に蔵書検索できるようになったことが大きな要因と考えています。
- 利用者は、高齢者が最も多く、続いて親子で一緒に利用される子育て世代の方々です。
- 利用時間では、土・日曜日の午後に多くの方が来館されます。
- 動く図書館たちばな号は、市内全域 52 箇所のステーションを約 3,000 冊の本を載せて巡回しています。



表 2 年度別入館者数・利用者数・貸出冊数等

年度	入館者数 (人)	利用者数 (人)	貸出冊数 (冊)	市民1人当り 貸出冊数 (冊)	図書購入費 (決算額) (千円)	市民1人当り 図書購入費 (円)
平成23年度	214,613	119,269	593,242	5.3	25,982	231
平成24年度	203,142	117,577	594,004	5.3	29,500	262
平成25年度	199,105	109,509	577,892	5.1	29,500	262
平成26年度	195,318	110,086	584,322	5.2	24,269	216
平成27年度	201,645	113,719	606,257	5.4	24,269	216
平成28年度	192,778	109,379	583,378	5.2	24,268	215
平成29年度	189,826	107,174	575,549	5.1	24,269	216
平成30年度	156,629	107,215	582,583	5.2	23,889	211
令和元年度	138,854	79,789	457,825	4.1	5,695	51
令和2年度	179,648	88,610	486,469	4.3	24,404	218
令和3年度	222,449	100,507	550,387	4.9	24,734	222

表 3 動く図書館たちばな号利用状況

年度	利用者数 (人)	利用冊数 (冊)
平成23年度	4,821	28,313
平成24年度	4,760	28,211
平成25年度	3,297	21,153
平成26年度	3,544	23,056
平成27年度	3,525	23,680
平成28年度	3,560	23,344
平成29年度	3,866	25,232
平成30年度	4,037	26,864
令和元年度	4,074	26,918
令和2年度	3,541	23,140
令和3年度	4,124	26,579

表 4 インターネット検索状況

年度	HPアクセス数 (件)	予約数 (件)
平成23年度	97,524	5,327
平成24年度	83,399	7,547
平成25年度	85,101	13,530
平成26年度	83,737	14,990
平成27年度	88,117	17,016
平成28年度	89,492	17,491
平成29年度	125,563	17,528
平成30年度	163,758	19,251
令和元年度	215,230	16,417
令和2年度	247,796	23,910
令和3年度	280,415	28,373

表 5 年齢別貸出冊数（市外利用者を除く）

年度		6歳以下	7-12歳	13-15歳	16-18歳	19-22歳	23-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上	合計
平成27年度	貸出冊数(冊)	40,599	83,999	11,708	6,167	11,397	25,172	93,981	98,073	58,957	168,321	598,374
	対比	6.8%	14.0%	2.0%	1.0%	1.9%	4.2%	15.7%	16.4%	9.9%	28.1%	100.0%
令和3年度	貸出冊数(冊)	47,497	71,387	9,189	3,989	8,528	14,509	79,636	85,135	51,799	172,920	544,589
	対比	8.7%	13.1%	1.7%	0.7%	1.6%	2.7%	14.6%	15.6%	9.5%	31.8%	100.0%

表 6 近隣自治体別登録者貸出冊数

年度	多賀町	甲良町	豊郷町	愛荘町	長浜市	米原市	東近江市
平成27年度	352	270	241	201	1,157	2,438	567
令和3年度	181	54	159	23	719	2,263	152



(5) 県内図書館の利用状況

表 7 県内図書館の利用状況（上段は平成 27 年度、下段は令和 3 年度）

市町名・館数 ()内は平成27年度	蔵書数 (千冊)	貸出冊数 (移動図書館含む) (冊)	1人当り 貸出冊数 (冊)	受入冊数 (冊)	1人当り 資料費 (円)	BM※ (台)
大津市 4 (3)	807	1,646,060	4.8	25,279	125	2
	835	1,378,475	4.0	33,644	136	2
彦根市 1	772	606,257	5.4	14,627	239	1
	689	550,387	4.9	14,998	229	1
長浜市 6 (9)	988	998,638	8.2	18,559	283	0
	902	870,578	7.5	20,694	282	0
近江八幡市 2	448	541,488	6.6	10,828	199	0
	461	608,747	7.4	27,466	217	1
草津市 2	486	1,176,172	9.1	17,471	239	1
	524	1,008,356	7.4	15,795	207	1
守山市 1	307	655,927	8.1	14,779	199	0
	378	1,057,839	12.5	12,832	312	0
栗東市 2	305	659,698	9.8	12,910	255	0
	294	532,651	7.6	10,925	250	0
甲賀市 5	652	635,028	6.8	16,112	299	2
	677	563,111	6.2	16,381	298	2
野洲市 2	385	674,122	13.2	12,459	360	0
	409	535,337	10.5	15,261	337	0
湖南市 2	358	440,624	8.0	11,561	363	1
	374	337,808	6.1	9,356	330	1
高島市 6	559	713,858	13.7	14,762	426	0
	585	449,500	9.5	7,226	290	0
東近江市 7	953	984,781	8.5	30,338	474	2
	982	865,288	7.6	27,162	450	1
米原市 2	272	458,215	11.5	8,405	334	1
	291	289,753	7.5	6,030	273	0
日野町 1	178	183,498	8.3	4,971	585	0
	187	161,852	7.6	4,975	636	0
竜王町 1	128	136,007	10.5	5,397	793	0
	150	118,448	10.0	4,059	610	0
愛荘町 2	410	313,321	14.9	17,140	1,196	0
	459	279,190	13.0	13,799	1,420	0
豊郷町 1	77	34,436	4.9	3,195	817	0
	87	30,389	4.1	3,108	883	0
甲良町 1	123	71,444	8.9	5,701	1,119	0
	149	57,959	8.5	4,268	1,366	0
多賀町 1	153	123,235	15.4	4,277	971	1
	166	102,078	13.5	4,705	983	1
平均	440	581,727	7.8	13,093	289	0.6
	453	515,671	6.9	13,299	287	0.5

・「滋賀の図書館 2022」より。人口数は、2015・2021.1.1 現在、各市町の住民基本台帳に基づく。

※ BM：BOOK MOBILE の略で、移動図書館車のこと。



3. 彦根市立図書館の抱える課題

(1) 施設・設備

昭和 54 年に現地に移転して以来 43 年が経過し、施設・設備の老朽化が進み、給排水設備・衛生設備・空調設備のほか、電気設備等高額な修繕工事が増えています。

令和元年度には、耐震補強工事を実施し、施設の安全性の確保に努めました。さらに、令和 4 年 5 月には、「彦根市立図書館施設適正管理計画」を策定し、施設の長寿命化による目標使用年数を 65 年とし、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間に於いて、大規模改修を行うこととしています。

現図書館は、図書収容能力 40 万冊に対し、現在 68 万冊を超える図書を所蔵し、収容能力をオーバーしている状況です。2 階書庫においても、工夫しながら管理していますが、限界に達しています。加えて、古文書や貴重な資料の適切な保存管理を行うスペースの確保が難しい状況にあります。

開架スペースにおいては、書架の間隔が狭いことで、利用者がゆったりと本を読む閲覧スペースの確保ができていません。特に、人気のある新聞・雑誌コーナーには、多くの人が滞留し、混雑しています。児童コーナーには、子どもが読書をしたり、親子で本の読み聞かせをしたりできるスペースが不足しています。調査・研究のスペースも不足しているほか、所蔵資料の展示や読書ボランティアなどの活動紹介を行うスペースについても十分ではありません。

また、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者および外国人その他特に配慮を必要とする者が利用できるよう、また、対面朗読室等の施設の整備、拡大図書等資料の利用に必要な機能の整備、点字および外国語による表示、児童・青少年の利用を促進するための専用スペースの確保等も必要です。

(2) 職員体制

これからの複雑化・高度化する利用者の幅広いニーズに対応しながら、学校図書館や他団体などと連携を図っていくためには、司書を中心とした図書館職員の適正な配置と職員のスキルアップを図る必要があります。

また、彦根市立図書館の特色である古文書や貴重な資料の整理・研究を行い、活用していくためには、その対応に多くの時間と専門知識を必要とします。他の図書館と違って、こうした所蔵資料を適切に把握し、提供するためには、専門知識と業務経験を持ち合わせた人材の育成と適正な配置が必要です。



(3) 図書・資料

昭和 56 年度に出版点数の 44%を占めていた購入冊数は、平成 7 年度頃から 10%台前半を推移してきましたが、平成 22 年度から徐々に持ち直し、令和 3 年度の年間購入冊数 12,946 冊は、出版点数の 18%まで持ち直しました。

現在、約 68 万冊を所蔵していますが、新刊書の割合が低く、不足しがちです。

市民一人当たりの年間貸出冊数は、年間購入冊数と強い相関関係にあるとされ、新刊書を増やすことで一人当たりの貸出冊数の増加を図りたいと考えています。

図書館蔵書数として数えていない資料には、新聞や雑誌・官報のほか、映像、電子、音声、展示資料などがあり、これら資料の保存管理の在り方について、検討する必要があります。

(4) 歴史・郷土資料

現在、システム登録で運用している以外のものに、古文書、郷土・行政資料、明治、大正、昭和初期資料、舟橋聖一記念文庫資料などの約 30 万点を超える歴史・郷土資料があり、別に冊子目録を作成して運用しています。

これら歴史・郷土資料の多くは、彦根市立図書館の創設時に収集され、本館を特長付ける、大変、貴重な資料群であり、未来に確実に継承していく必要があります。

そのためには、資料の保存に適した物理的な環境整備が喫緊の課題となっています。

(5) 市全域サービス

現図書館は、市北部に位置していることから、彦根市全域図書館サービスを網羅するために移動図書館車の運行や地域文庫などにより対応しています。

地理的特性からみると、彦根市は東西 24.24km、南北 19.14km。可住域面積 72.42k m²の最長部でみると、おおよそ東西 5.5km、南北 17.5km で、ほぼ 1:3 の比率で偏重な地形になっています。現図書館の利用を学区別に比較すると、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、平成 27 年度と比べ、利用者率はほぼ総じて大きく減少していますが、現図書館の近隣学区に比べ、南部の学区利用者率は低くなっている状況は変わっていません。交通手段のない子どもたちや高齢者にとって来館しにくく、車があっても遠距離であることが一つの要因と考えられます。一方で、市の中央部にあって、人口の集中する学区の利用者率は高くなっています。



表 8 学区別人口と実利用者数・実利用者率

年度		城東	城西	金城	城北	佐和山	旭森	平田	城南	城陽	若葉	鳥居本	高宮	河瀬	亀山	稲枝東	稲枝北	稲枝西	計
平成27年度 (H28.4.1現在)	学区人口 (人)	7,425	5,951	11,636	5,095	9,609	11,377	6,055	11,330	5,208	4,560	2,647	7,805	8,463	2,726	7,031	2,616	3,090	112,624
	実利用者数 (人)	1,590	1,184	1,366	897	1,297	1,297	785	2,319	891	354	365	835	662	322	520	145	194	15,023
	実利用者率 (%)	21.4	19.9	11.7	17.6	13.5	11.4	13.0	20.5	17.1	7.8	13.8	10.7	7.8	11.8	7.4	5.5	6.3	13.3
令和3年度 (R4.4.1現在)	学区人口 (人)	6,826	5,843	11,533	4,998	9,727	11,791	5,996	11,876	5,016	4,156	2,440	8,191	8,688	2,471	6,817	2,264	2,850	111,483
	実利用者数 (人)	953	817	1,070	785	1,124	902	538	1,397	615	299	258	649	540	232	334	97	159	10,769
	実利用者率 (%)	14.0	14.0	9.3	15.7	11.6	7.6	9.0	11.8	12.3	7.2	10.6	7.9	6.2	9.4	4.9	4.3	5.6	9.7

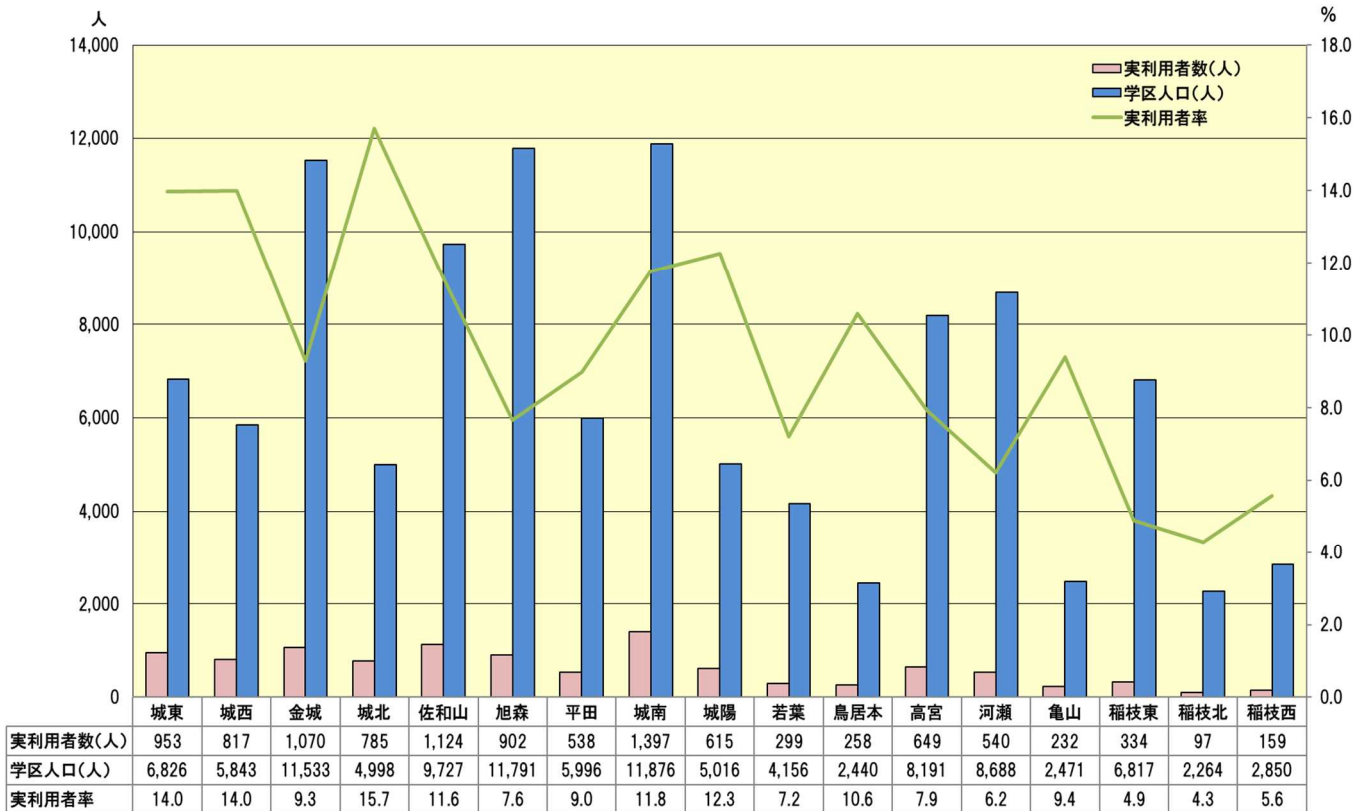


図 3 学区別人口と実利用者数・実利用者率(令和 4 年 4 月 1 日現在)

(6) 湖東圏域内における拠点図書館

1 市 4 町(愛荘町、甲良町、豊郷町、多賀町)で締結された湖東定住自立圏形成協定の具体的取組に、「圏域内図書館の多様なネットワークの構築」と「拠点図書館の整備」があります。

各館がそれぞれに、一定水準のサービスを提供し、圏域独自の相互貸借、職員間の交流・合同研修の実施、物流システムの整備については、各館による協議を進めていきます。そして、拠点となる図書館の整備については、彦根市が取り組んでいくことになります。



第3章 彦根市立図書館が目指す姿

これからの図書館は、資料の閲覧・貸出・提供という従来の図書サービスに加え、教育機関や他の施設と連携した生涯学習・地域文化活動の拠点、交流の場としての役割が期待されています。

図書館は、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に立ち寄れるくつろぎと居心地の良い場所、第3の生活拠点（⁶サードプレイス）としての役割が注目されており、暮らしに役立つ様々な図書や情報を提供し、時代のニーズに適した図書館サービスを提供していきます。

1. 基本理念

「一期一会の出会いを通し、本と人 人と人をつなげる文化・知の宝庫」

若き井伊直弼公は自らの境遇を「埋もれ木」に例え、世の中の雑事から離れて自分の道を極めようと決意し、和歌と国学、居合と兵学、茶の湯といった文武諸芸にわたって修練に打ち込みました。特に、直弼公の一期一会の茶の湯の極意は、茶会に臨む際には、その機会は二度とない、一生に一度の出会いであるということを得て、互いに誠意を尽くす心構えとされています。

現図書館では、貸出と⁷レファレンスサービスを基本としています。図書館には、幅広い世代の方々が本との出会いを求めて来館されます。その時々、読書の楽しみ、本に親しむ喜び、知識や情報を発見することの喜びを感じていただけるよう努めていきます。また、利用者がいつでも読みたい本、求める本に出会える環境を引き続き整備していきます。そして、図書館に集まる人たちが出会い、交流し、情報交換のできる場を提供し、本を通して『暮らしの中に役立つ図書館』を目指していきます。

⁶ サードプレイス：米国社会学者レイ・オルデンバーグ著『サードプレイス』より第1の場所を家庭、第2の場所を職場・学校に続く第3の場所に地域社会の活性化と自由に交流できる場の一つとして図書館に着目された。

⁷ レファレンスサービス：調査・研究・学習のために必要な資料・情報を求める利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用し、関連資料や情報を提供し、検索を援助するサービスおよびそれにかかわる業務のこと。



2. 基本方針（コンセプト）

図書館は、市民の日常生活に関わる情報を発信していくことで、潤いと豊かさをもたらしてきました。また、学習の機会やコミュニケーションの場として親しみやすく、利用しやすいところであり、知的財産を備えた中心的施設として市民が求める様々な資料を提供し、生涯学習を支えてきました。地域社会の課題を的確に捉え、持続的で質の高いサービスを提供するために、次の5つの基本方針を掲げます。

(1) 本との出会いを通して、市民の課題解決を支援する図書館

(2) 歴史あるまちとして、郷土の文化を守り伝える図書館

(3) 子どもの健やかな成長と豊かな心を育てる図書館

(4) 心のやすらぎを与える居心地の良い図書館

(5) 市民の活動・交流を通して、新たな出会いを発見できる図書館

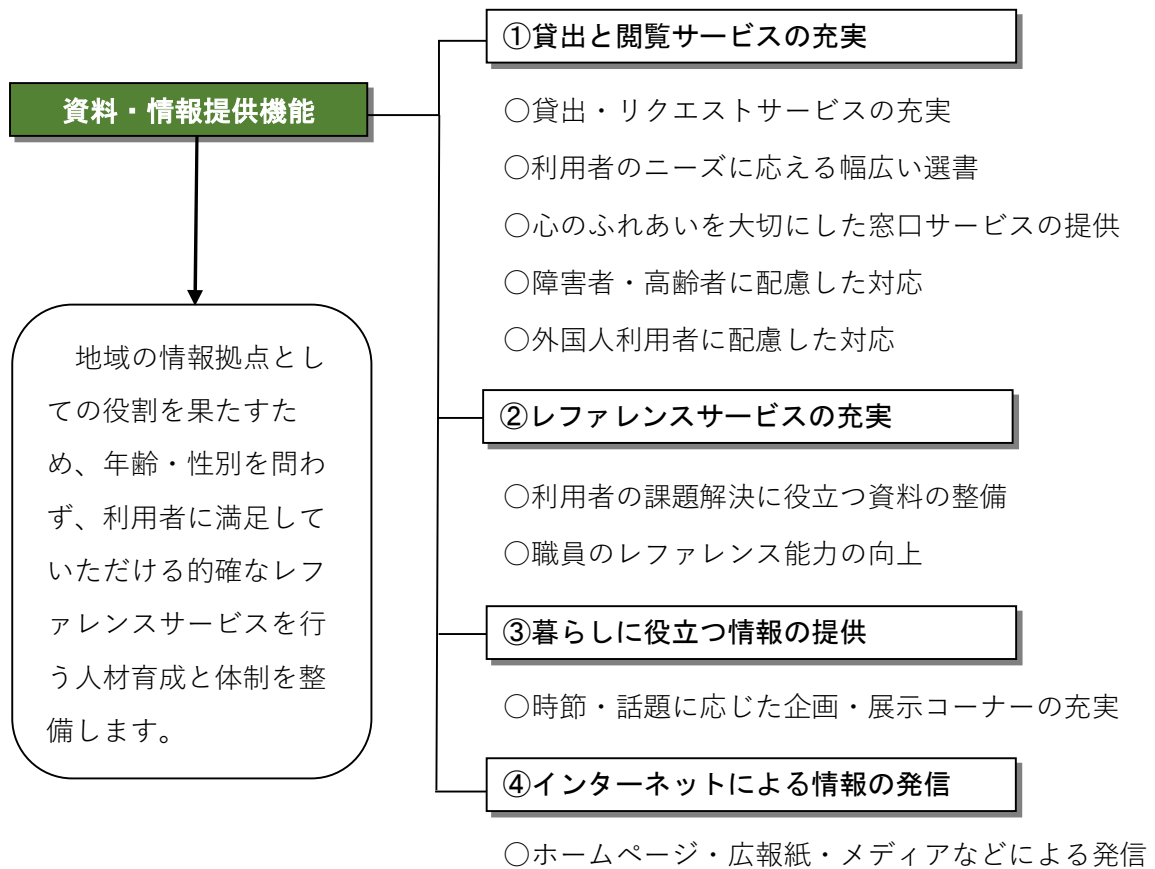
3. 基本方針の実現に向けた取組

図書館に1人でも多くの方が立ち寄り、1冊でも多く興味のある本に出会っていただくためには、図書資料の充実を図るとともに、利用者のニーズを反映した取組や魅力ある棚づくりが重要です。

基本方針の実現に向け、目指す機能と目標を次のように定めて取り組みます。



(1) 本との出会いを通して、市民の課題解決を支援する図書館



<現状>

利用者の求めに応じた資料提供業務に力を入れ、本と人をつなげる職員の知識の向上に加え、実用書から辞書・事典類まで多岐にわたって収集し、サービスの提供を行ってきました。

また、古文書や貴重な郷土資料を多数所蔵しているため、学校関係者や研究者からのレファレンスが多く、その対応に高度な専門知識が必要になります。過去の経験と知識を用いて相談に応じられるだけの職員の資質が求められています。

<今後の取組>

① 貸出と閲覧サービスの充実

貸出（読書案内とリクエストサービスを含む。）をサービスの基本とし、「いつでも、どこでも、誰でも」求める資料が利用できる環境を整備し、そのための図書館システム網を構築するとともに、利用者が望む資料の収集に努めます。

市民と直接に向き合うカウンターや⁸フロアワークの充実により、市民の期待に応え、

⁸ フロアワーク：カウンターから離れ、サービスフロアで行う利用案内、読書案内、簡易レファレンスサービスなどの業務のこと。



信頼を寄せられる対応に心掛けます。

図書館の利用が困難な障害者に向けて、自宅への配本サービスを継続して実施していきます。他にも大活字本、点字資料、⁹デージー図書などの充実を図ります。

また、多文化共生社会において、市内に在住している外国人利用者のための図書も充実していきます。

② レファレンスサービスの充実

図書館は、市民の知る権利、学ぶ権利を支える場所であり、市民の課題解決や調査研究を支援するために様々な資料や情報を使って、そのきっかけづくりを手助けします。さらに、個々の調べ学習に対しても協力していきます。

また、市民との対話を通して、求められる資料、必要としている情報を的確に提供していく司書等のレファレンス能力の向上に努めます。

③ 暮らしに役立つ情報の提供

人々のライフステージやライフスタイルの変化に即応した新聞・雑誌コーナーを充実させるとともに、図書離れが進む中学生・高校生を対象にしたYA（ヤングアダルト）層向けの支援にも努めます。

多くの方々に興味と関心がある医療・健康情報や子育て支援、起業・就労支援などに関する企画・展示コーナーを設けていくことで、暮らしに役立つ情報の提供を行います。

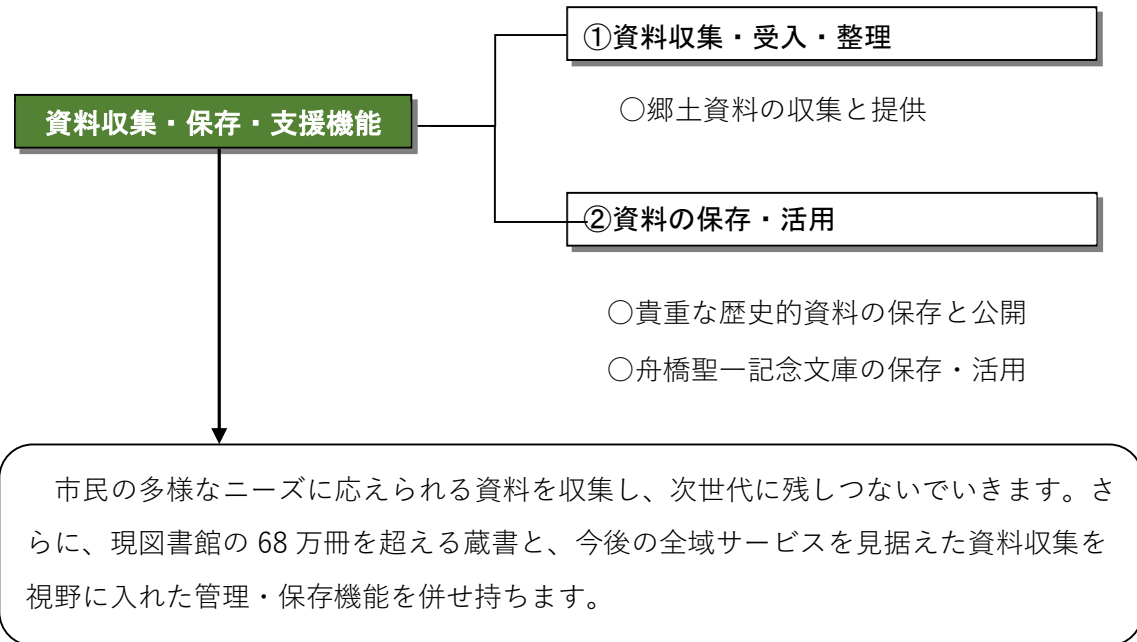
④ ホームページ等による情報の発信

魅力あるホームページを整備し、図書館の取組や活動など情報を発信することで、日頃から図書館を身近に感じられるように努めます。また、市広報紙や報道機関を通じた情報の発信にも努めます。

⁹ デージー図書：視聴覚障害者等のための専用録音図書のこと。



(2) 歴史あるまちとして、郷土の文化を守り伝える図書館



<現状>

江戸時代からの古文書、古絵図などや明治から昭和初期までの歴史・郷土資料は、戦時中に散逸を免れた貴重なものです。また、戦後の郷土関係を掲載した新聞、彦根市の行政資料はもとより旧彦根藩領内の資料を所蔵しています。

彦根市名誉市民である作家・舟橋聖一氏の没後、遺族から蔵書や遺品など約42,000点の寄贈を受け、保存しています。

また、舟橋家から寄付を受け、昭和61年度(1986年)小学生・中学生・高校生の読書創作活動を振興する「舟橋聖一顕彰文学奨励賞」を制定し、平成元年(1989年)に全国の青年を対象とし、文学の登竜門とする「舟橋聖一顕彰青年文学賞」、平成19年(2007年)に作家の優れた文芸作品を対象にした「舟橋聖一文学賞」を創設しました。

なお、「舟橋聖一顕彰文学奨励賞」は、現在休止しています。

<今後の取組>

① 資料の収集と受入

文化と歴史のまちにふさわしく、創設以来100年にわたって、収集・受入してきた多くの貴重な歴史・郷土資料を整理・保存してきました。今後も、引き続き郷土資料の収集に積極的に取り組みます。



② 資料の保存・活用

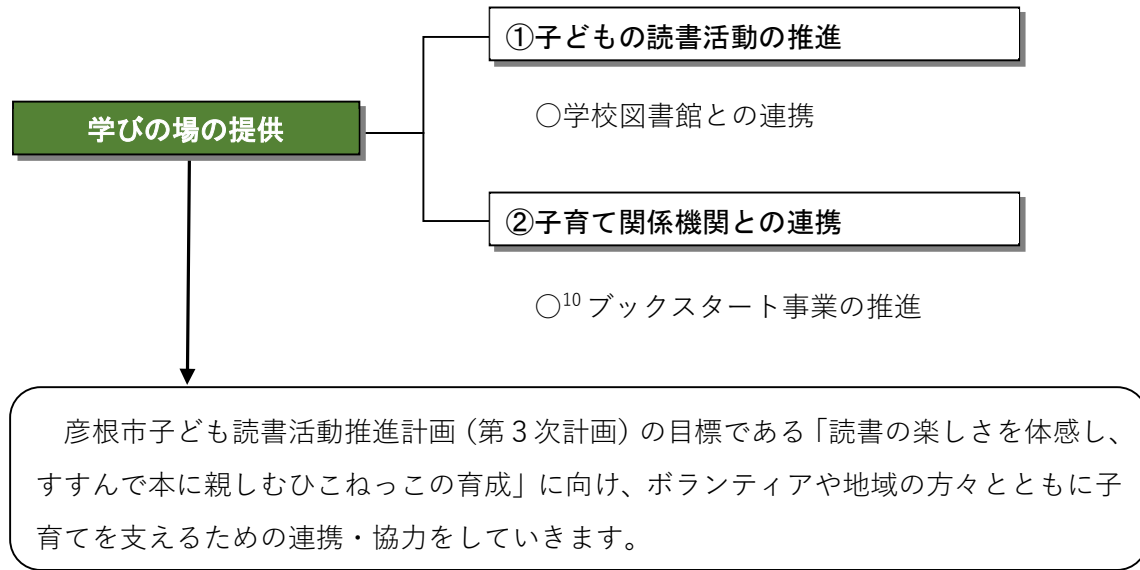
現図書館が所蔵する多くの貴重な歴史・郷土資料は、大きな財産であり、今後も保存し、将来に向けて継承していくとともに、展示・公開に努めていきます。公共図書館の任務とされる資料の公開を原則とし、調査・研究の依頼にも広く提供していきます。

今日まで、舟橋聖一記念文庫を置き、資料の保存と管理に努めてきました。今後は、この資料を展示し、公開することで、普及および啓発につなげていきます。

また、舟橋聖一氏の功績を称え実施している「舟橋聖一顕彰青年文学賞」および「舟橋聖一文学賞」事業に継続して取り組むとともに、「舟橋聖一顕彰青年文学賞」については、幅広い啓発活動に努め、作品の応募数を増やしていく必要があります。



(3) 子どもの健やかな成長と豊かな心を育てる図書館



<現状>

現在は、毎月定められた日に読書ボランティア団体の方々を中心に、子どもたちに絵本の読み聞かせを実施しています。

また、平成 27 年度からは県が実施している学校図書館活用支援事業に協力し、子どもたちが学校図書館を活用しやすくなるための支援をしています。

さらに、平成 28 年度から図書館でブックスタート事業の実施を始めましたが、令和 4 年度から 4 か月健診が委託化されたことにより、10 か月健診時に十分な時間が取れず、絵本や情報冊子等の配布のみとなったため、後日、実施しているブックスタートのつどいへの参加者が少なくなっている現状にあります。

令和 3 年度からは、¹¹ 読書通帳で紡ぐ子どもの学ぶ力向上事業として、市内の小学生を対象に読書通帳サービスを開始しました。

<今後の取組>

① 子どもの読書活動の推進

¹⁰ ブックスタート事業：乳幼児の健全な成長を図るため、親子が肌のぬくもりを感じながら子どもに絵本を使って「ことばかけ」をすることで、親子の絆を伝える。彦根市では、司書とボランティアが協力し、4 か月健診時に、ブックスタートの意義を説明し、絵本の楽しさをともに味わった後、全ての赤ちゃんに本をプレゼントし、フォローアップとして 10 か月健診時でも絵本の読み聞かせを実施していたが、健診が委託されたため、令和 4 年度からは、10 か月健診時に 1 冊の絵本と子育てに役立つ情報冊子等を配布するブックスタートを行い、後日、図書館等で、10 か月児から 1 歳 1 か月児を対象に希望者を募り、ブックスタートのつどいを実施している。

¹¹ 読書通帳：読んだ本の履歴もしくは図書館の貸出履歴を記録しておく手帳のことで、預金通帳のように「読書通帳機」と呼ばれる専用機器を用いて貸出データを通帳に印字する。



学校図書館と連携し、子どもと本をつなぐ読書活動を進めていきます。子どもたちの想像力を高め、豊かな感性や情緒を育み、幅広い考え方を身につけさせるため、今までから実施している図書館見学、図書の団体貸出を使った授業へのサポート、職場体験学習などの取組を継続していきます。

また、子どもの読書に対する関心を高めるために、本の読み聞かせや¹²ブックトークなどの活動の充実にも努めるほか、子どもの確かな学力および豊かな心を育む機会とするため、読書通帳登録者と利用数の増加に向けた取組みを進めます。

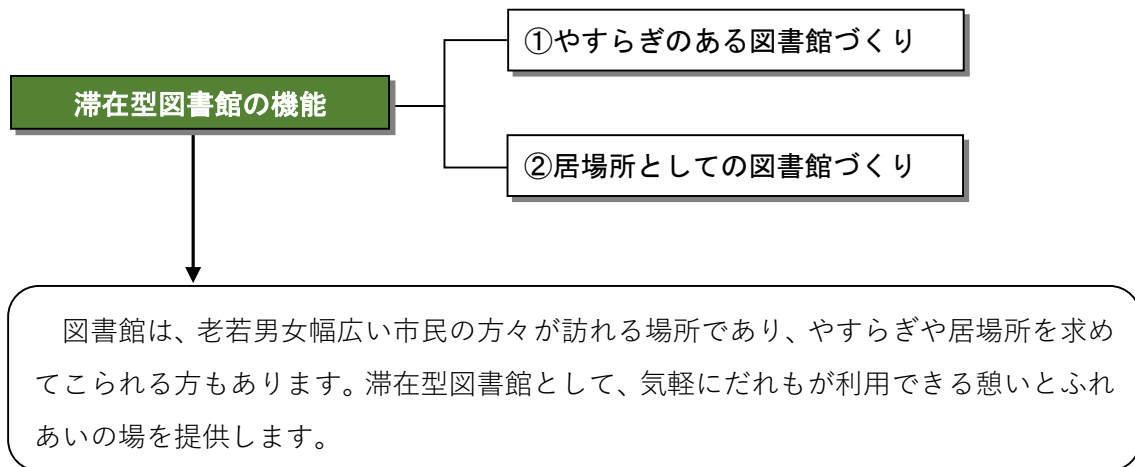
② 子育て関係機関・団体との連携

ブックスタート事業については、10 か月健診時に、ブックスタートの意義の説明や絵本の楽しさをともに味わった後に絵本をプレゼントできるよう、関係機関・団体(読み聞かせや子育て支援ボランティアなど)と連携を密にし、より多くの親子が読書に親しむ機会を増やし、親子の距離を縮め、ふれあいの時間を提供できるよう手助けをしていきます。

¹² ブックトーク：特定のテーマに沿って、幅広い分野から数冊の本を紹介する。本への関心と読書意欲を湧き起こすことを目的とする。



(4) 心のやすらぎを与える居心地の良い図書館



<現状>

図書館は、子どもからお年寄りまで幅広い世代の方が利用されます。読みたい本、興味のある本を借りるだけでなく、時間を過ごしに来館される方もあります。子ども連れの家族が、一緒に絵本を読み、ふれあえる場所になれば、図書館により親しみやすさを感じることができます。

本を借りるだけの利用から、図書館でゆっくりと本を読みたい、選びたい利用へと移り替わり、くつろぎを求める滞留型の利用が好まれるようになってきました。しかし、現図書館ではゆとりのある空間と閲覧席は、十分なものにはなっていません。

<今後の取組>

① やすらぎのある図書館づくり

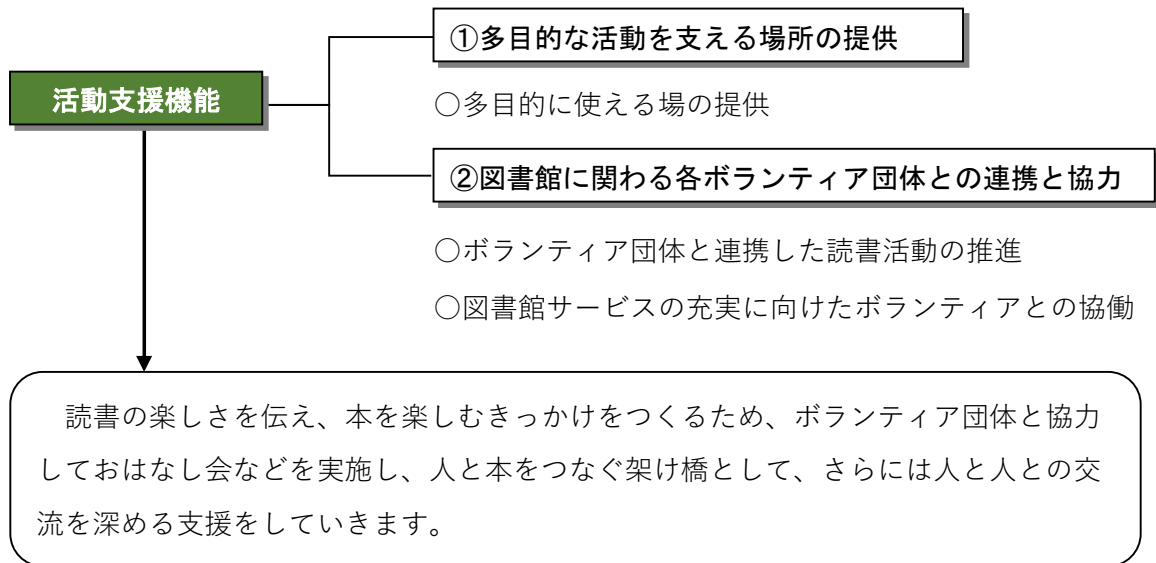
図書館は、市民生活の身近にあり、日常の生活と深く関わりながら、生涯にわたる学習機会、ニーズに応じた多様なサービスを提供してきました。今後も市民のくつろぎや憩いの場となり、本に囲まれた中でゆったりと過ごすことができる場所の確保と、親子で本に親しむことのできる環境づくりに努めます。

② 居場所としての図書館づくり

子どもからお年寄りまで誰もが気軽に立ち寄れ、安心して利用できる図書館は、家庭、職場（学校）に続く第3の生活拠点として注目されており、心地の良い居場所としての図書館づくりに努めます。



(5) 市民の活動・交流を通して、新たな出会いを発見できる図書館



<現状>

現在の図書館で実施している行事には、親子が楽しむことができる本の読み聞かせや工作などがあり、多くの子育て世代の参加があります。また、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていませんが、コロナ禍前は、郷土の歴史講演会にも幅広い世代の参加がありました。

また、図書館で活動している団体には、子どもたちと本をつなぐ架け橋になることを願う読書ボランティア団体や、長年にわたり図書館の資料を通して、郷土の歴史を深く研究されてきた団体、より身近な地域の中で文庫活動を続けている団体などがあり、連携・協力した活動をしています。

<今後の取組>

① 図書館活動を支える団体への提供

市民が参加できる行事の開催、学校と連携した学習や研究成果を発表できる場所の提供とともに、市民の興味や関心のある話題を取り上げた企画コーナーの設置により、人が集い、自由な参加と交流の場を創出する活気あふれる図書館を目指します。

② 図書館に関わる各ボランティア団体との連携と協力

読書ボランティア団体と連携し、子どもと本をつなぐ架け橋になり、本を読む習慣の普及に努めます。

また、各種行事への協力、館外の環境整備、館内の案内や業務補助などの図書館の運営や奉仕活動に関わってもらえるボランティアを募り、協力して活動できるように努めていきます。



第4章 図書館整備に向けた考え方

～ 魅力ある図書館にするために ～

今日まで、市民の皆様にも親しまれる図書館として、第2章にあるように戦前からの読書会活動や巡回文庫活動などを通して実績を残してきました。しかし、市域の北部に1館あるのみで、全域的な図書館サービスが見直されないまま、現在に至っています。図書館から遠方に住まわれている方や公共交通機関を使って来られない方に対して、昭和40年から半世紀にわたって「動く図書館たちばな号」の巡回により、最寄りの場所で貸出や返却サービスを行ってきました。さらに、地域子ども文庫・地域親子文庫活動は、より身近な本棚として利用されてきました。しかし、従来から課題とされてきました図書館が身近に利用できる環境の解決には至っていません。

ここに、図書館の全域サービスを見越した整備のあり方を示し、新たなサービス網を構築していきます。

1. 図書館整備の考え方について

(1) 基本的な考え方

1 図書館の整備に当たっては、開架規模と利用圏の範囲、市内の人口分布や地理・地形的特性、交通アクセスなどを勘案し、彦根市の図書館サービスの拠点となる「中央館」を湖東定住自立圏1市4町の拠点図書館として亀山学区に整備するとともに、それぞれの特性を生かした「地域館」として、現図書館を活用した「北部館」、J R南彦根駅近くに立地する旧ひこね燦ぱれすを改修して（仮称）中部館を整備するほか、稲枝地域に分館的な機能を兼ね備えた「南部¹³サービスステーション」を設置します。

なお、南部サービスステーションについては、将来の学区人口やJ R稲枝駅周辺整備等の状況を見極めながら、引き続き整備の在り方を検討していくこととします。

また、動く図書館たちばな号の巡回により、市内全域を網羅した図書館システムを構築していきます。

2 人口減少・少子化社会においても持続可能な都市の実現を目指すため、彦根市都市計画マスタープランや彦根市立地適正化計画で示すJ R駅を中心とした多極集約連携型の都市づくりとも連携しながら、図書館の整備を進めます。

¹³ サービスステーション：図書館サービスの一つであり、中央館や地域館の支援を受け、運営される場所のこと。



- 3 彦根市および愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町間で「定住自立圏構想」に基づく連携を図る中で、広域利用と独自のネットワークを整備します。
- 4 ¹⁴SDGs（持続可能な開発目標）や¹⁵ユニバーサルデザインの視点を大切にした図書館整備に努めます。また、災害等にも強い図書館の整備を進めます。
- 5 「彦根市総合計画」では、「だれもがその人らしくいきいきと暮らし、つながり支えあうまち」の実現に向け、図書館施設の整備・維持補修の推進が位置づけられていることから、各館はその実現に寄与していきます。
- 6 「¹⁶彦根市公共施設等総合管理計画」や各施設の個別計画である「¹⁷施設適正管理計画」等に基づき、予防保全による施設の長寿命化を推進するため、適切な維持管理に努める必要があります。

北部館となる現図書館は、「彦根市立図書館施設適正管理計画」に基づき、大規模改修を実施した上で長寿命化を行うこととしています。

「旧ひこね燦ばれす施設適正管理計画」では、彦根市公共施設等総合管理計画第4章「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の基本理念において、「既存公共施設の有効活用」の検討を行うこととしていることから、市北部に偏在した図書館サービスをできる限り解消するとともに、本市の未来を担う子どもたちが等しく読書のできる環境を整えるため、既存公共施設である旧ひこね燦ばれすを改修整備をした上で図書館として有効活用を図ることとしています。

なお、南部サービスステーションについては、稲枝支所周辺エリアに既存の公共施設等の活用を含め検討することとしています。

¹⁴ SDGs（持続可能な開発目標）：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

¹⁵ ユニバーサルデザイン：年齢や言語、身体的な特徴などに関わらず、特別に支援しなくても、だれもが、いつでも、どこでも、安全かつ便利に使えるデザインの考え方・理念のこと。

¹⁶ 彦根市公共施設等総合管理計画：本市において、今後も必要な市民サービスを提供していくため、公共施設全体を把握し、計画的な更新、統廃合、長寿命化を検討するとともに、財源の確保や効率的、効果的な施設運営等によってコストと便益が最適な状態で保たれた上で、安全・安心な公共施設マネジメントを確立するための骨子となる計画

¹⁷ 施設適正管理計画：公共施設等総合管理計画において定められた、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を踏まえた施設類型ごとの個別計画

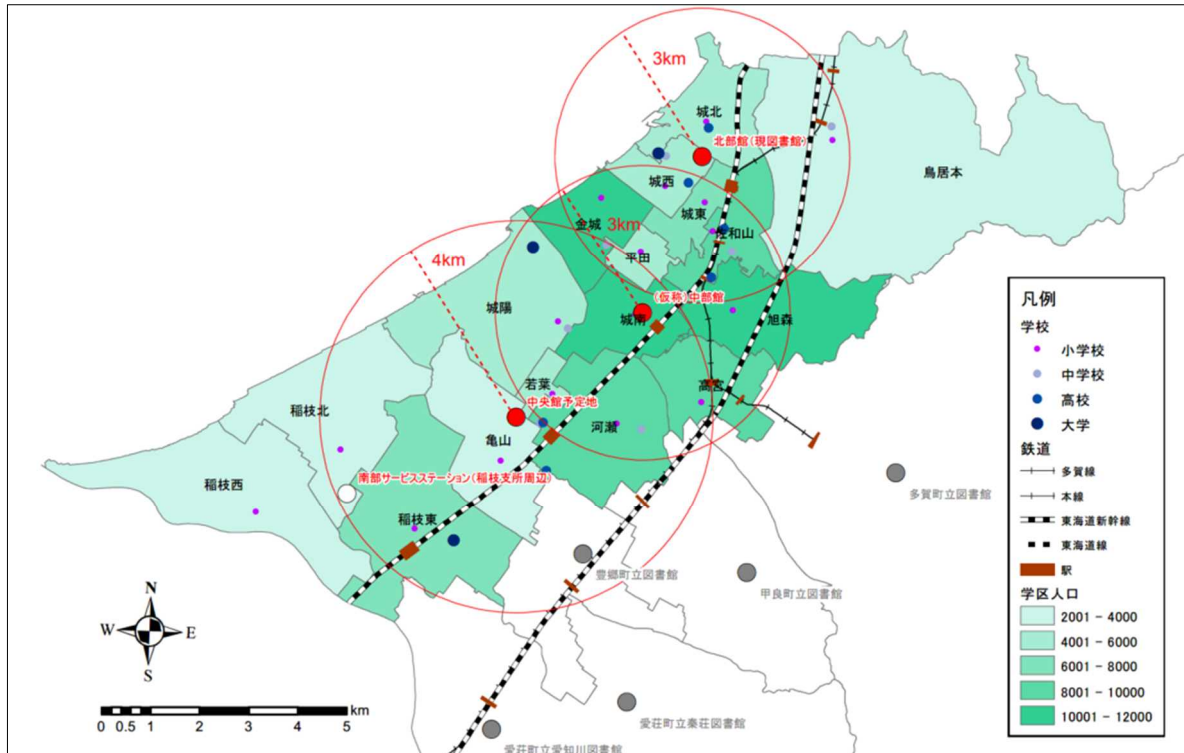


図 4 学区別人口・図書館サービス利用圏域図

(2) 誰もが利用しやすい施設整備

図書館の施設整備にあたっては、令和元年(2019年)6月に公布・施行された¹⁸読書バリアフリー法に基づくとともに、彦根市総合計画における図書館施策が国連で採択されたSDGsの「4 質の高い教育をみんなに」と連動していることから、この目標が達成できるよう努めます。

具体的には、段差の解消や¹⁹対面朗読室等の施設整備、²⁰アクセシブルな書籍や電子書籍等の紹介コーナーの設置、点字や外国語による案内、²¹ピクトグラム等を使用したわかりやすい表示など、ユニバーサルデザインの導入・既存²²施設のバリアフリー化により誰もが読書のできる環境の整備を図ります。

¹⁸ 読書バリアフリー法：令和元年(2019年)6月に公布・施行された、障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律で、正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」
¹⁹ 対面朗読室：視覚障害、失読症・識字障害のある方などに対する代読、音声読み上げ機による読書、録音図書作成等が行える部屋
²⁰ アクセシブルな書籍・電子書籍等：視覚障害者等が利用しやすい書籍等で、アクセシブルな書籍としては、点字図書や拡大図書等、アクセシブルな電子書籍等としては、デジタイズ図書、音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック等がある。
²¹ ピクトグラム：一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号(サイン)の一つ
²² 施設のバリアフリー化：高齢者、障害者等の施設利用に係る身体負担を軽減することにより、施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。



(3) 図書館サービスの拡充

自動貸出機、自動返却機、²³BDSの導入により利用者の利便性の向上を図ります。また、昨今の技術革新に伴う²⁴DX化を推進し、より「いつでも、どこでも、誰でも利用できる図書館」の実現を目指し、以下の取り組みを進めます。

- 1 利用者が知りたい情報に容易にアクセスできるホームページの整備やスマートフォンアプリ、SNS(LINE、Facebook、Twitter等)などを活用した情報発信に努めます。
- 2 館内情報や図書情報を利用者にわかりやすくアナウンスできるよう、デジタルサイネージ(電子掲示板)の導入等を図ります。
- 3 読書バリアフリー法に基づき、アクセシブルな書籍や電子書籍等の充実や拡大読書機器等の読書支援機器の設置など、誰もが読書できる環境の整備を目指します。
- 4 ²⁵デジタルアーカイブによる資料公開、電子書籍の導入を図ります。
- 5 図書館職員の知識、技能のスキルアップ、計画的な司書の採用を図り、高度なレファレンス対応など、図書館サービスの充実を図ります。

(4) 管理運営の見直し

図書館の管理運営においては、持続的に安定した図書館サービスを維持するため、優れたスキルを持った司書の確保がより重要となりますが、年々その確保が難しくなっています。複数館体制となった場合、管理運営経費が増大するため、事務の一元化や業務の効率化、省力化を図るとともに、望ましい管理運営体制の検討を進めることとします。

業務の省力化や効率化により職員の業務負担を軽減するとともに、災害や感染症等の発生時に業務継続を可能とするため、利用者登録の²⁶OCR化や電子申請、図書の予約・催促の自動案内システム、自動貸出機、自動返却機、BDS、自動予約貸出システム等の導入などDX化を推進し、図書館サービスの向上に努めます。

²³ BDS : Book-Diresution-System の略。図書館の未手続き持ち出し(無断持ち出し)を防止する装置

²⁴ DX : Digital Transformation の略。単なるデジタル技術、ICT 技術の導入にとどまらず、それを契機に市民サービスの提供方法、働き方・業務のあり方等を見直し、改革すること。

²⁵ デジタルアーカイブ : 図書・出版物・歴史資料等公共的な知的資産をデジタル化し、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み

²⁶ OCR : Optical-Character-Recognition(または Reader)の略。紙や画像に書かれている文字を、コンピューターで利用できるデジタルデータに変換する技術



2. 中央館について

(1) 役割

中央館は、周辺には商業施設、子育て施設、医療施設、福祉施設等が立地していることから、地域特性や歴史文化・自然を生かしたまちづくりに向け、魅力度を高める施設としての役割も担っています。

図書館体制における中央館は、地域館（北部館・（仮称）中部館）およびサービスステーションを含めたすべてを統括し、一体的なサービスの提供と管理運営の中心的な役割を果たすとともに、地域館およびサービスステーションの書庫機能を担うこととします。

また、事業の企画や庶務および全館の管理運営を中央館が一括して行うことで、事務の効率化を図ります。

そして、彦根市立図書館の中央館としての役割に併せ、湖東定住自立圏域内1市4町の拠点となる図書館としての役割を果たすこととし、できるだけ早い時期に整備できるよう取り組みます。

利用者が自由に本を選べる新鮮かつ幅広いジャンルの図書を並べ、暮らしの中に役立つ魅力ある蔵書構成に努めます。さらに、閲覧・貸出やレファレンスサービスなどの図書館サービスの充実を図り、郷土関連資料や行政資料の優先的な収集・保存にも力を入れていきます。

定期的に中央館から地域館およびサービスステーションに配本車が図書を搬送し、本の受渡しを行います。

子ども読書活動推進計画（第3次計画）では、図書館は子どもが読書の楽しさを知る機会の提供と環境づくりのため、読書の楽しさを知る機会を提供するとともに、適切な本に巡り会うことができる環境整備に努めることが求められています。中央館は、各地域館の実情に合わせ、各館が行う子どもの読書活動の推進に向けた取組を支援していきます。

学校などの教育施設や子育て関係機関と連携を図り、子どもが読書に親しむ環境づくりに努めます。

読書ボランティア団体とともに、各種の行事を実施することで、市民との交流の場を提供していきます。

時節の話題、学校や地域と連携した学習・研究成果など、市民の興味や関心のある話題を取り上げ、図書館からの情報発信に努めます。

(2) 規模

ゆとりのある開架スペース、将来に余裕をもたせた書庫、会議室や事務室など必要な面積を積算すると延床面積は、5,000 m²程度が望ましいと考えます。敷地面積は、利用者の



ための駐車場を含めると 9,000 m²程度は必要と考えます。

また、幅広い年齢層の利用がある施設として、今の入館者数を上回る来館者などが訪れると予測され、緑あふれる憩いの場になるだけの用地の確保が必要です。

(3) 整備場所

彦根市図書館（中央館）用地選定委員会の提言(令和3年3月26日)に基づき、市において決定(令和3年3月30日)された亀山学区の清崎町地先に整備するものとします。

(4) 蔵書計画

① 開架

現在と同等の開架冊数 15 万冊、100 冊/m²とし、ゆとりをもったスペースを確保します。

書架間の通路を広め（1.6m 程度を確保）に取り、一般開架棚 5 段、児童開架棚 4 段を基本とし、利用者の背後を他の利用者や車椅子の方が、楽に通れる間隔を取ります。

市民の多様な読書要求に応えるため、様々なジャンルの図書を揃え、新鮮かつ豊富な蔵書と資料構成により魅力ある書架づくりに努め、利用者の満足度を上げる取組を行います。

また、電子書籍や映像・音楽などの電子資料の導入を進めます。さらに、障害者や高齢者向けのアクセシブルな書籍(点字図書、拡大図書、朗読CD、²⁷LL ブック等)や電子書籍等(デイジー図書、音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック等)視聴覚資料の充実を図ります。

図書・雑誌・新聞・視聴覚資料・郷土資料や辞書類などを形態別に分けて配列します。また、郷土の話題や最新の出来事などをテーマにした特設コーナーやヤングアダルト層を対象にしたコーナー(YA コーナー)を設けます。児童開架室には、「おはなしの部屋」や「特設コーナー」などを設置し、乳幼児が親子でゆったりくつろげるスペースを確保します。

ユニバーサルデザインの導入により、誰もが使いやすく、人にやさしい施設整備を行います。また、館内の案内・誘導などの表示板を見やすく、わかりやすいものとし、目的場所への誘導など必要な情報が容易に得られる整備を行います。

② 書庫

北部館の書庫には、現在 50 万冊を超える図書や約 30 万点の貴重な歴史・郷土資料等がありますが、中央館整備後は 4 万冊とし、歴史・郷土資料等の保存管理と活用を図ることとしているため、40 万冊を超える図書を収容するための新たな書庫が必要となります。

²⁷ LLブック：LLとは、スウェーデン語の Lattlast(レットラスト)の略語で、「やさしく読める」という意味。通常の活字図書の利用が困難な人にも理解できるように、図や写真を多く使うなどの工夫をして書かれた本のこと。



また、(仮称)中部館は、開架をメインに10万冊程度の図書を配架することとしています
が、書庫は必要最小限の約5万冊としています。

以上のことから、中央館の書庫の収容能力は、将来に余裕をもたせた70万冊を確保する
ことが望ましいと考えます。多くの貴重な郷土・行政資料を納めるため、適正な管理と保
管のできる作業場所を確保します。

収蔵力の高い²⁸集密書架を多く配置し、固定書架と併せて使用し、棚の高さを調整します。

書庫の大きさは、約500冊/m²程度を目安とし、作業スペース、視聴覚資料を併せて想定
します。今後の蔵書計画は、中央館だけでなく北部館および(仮称)中部館と併せて調整
していきます。

資料の保存と提供を重点方針として継承しつつ、資料除籍基準をもとにした適正な書庫
の構築を目指します。

(5) 駐車・駐輪場

現在の駐車場は、金亀公園を利用される方と共同で使用しています。図書館の利用が最
も多い日は、土・日曜日の午後の時間帯で、1時間当たり約150の方が来館されます。
家族連れの利用者が多く、車に同乗して来られます。来館者を増やし、長く滞在してい
ただけるためには、現在と同規模またはそれ以上の駐車場の確保が必要です。

1台当たり必要とされる駐車スペースは25m²とされています。今の駐車区画150台を想
定し、緑地帯のスペースを含めると敷地面積4,000m²程度の確保が必要と考えます。

また、駐輪場については、30台から50台程度の広さの確保が必要になります。

(6) 閲覧席

図書館は、²⁹閉架式から開架式へと移り変わり、さらに、利用者は本を借りるだけでなく、
滞在して本や雑誌・新聞などを読み、くつろぎの時間を過ごす場所として位置づけるなど
図書館利用への嗜好が変わってきました。

市民の生涯学習の要求に応じていくために、新聞や雑誌等をゆったりと読める広いスペ
ースを確保します。また、閲覧用の机と椅子がセットになった「³⁰キャレルデスク」などを
置きます。なお、読書される方と調査・研究に使用される方では、利用の仕方に違いがあ
るため、閲覧場所を分けた配慮を考えていきます。

²⁸ 集密書架：レーン上に可動式の書架を並べたもの。固定書架のおよそ2倍の収蔵能力がある。

²⁹ 閉架と開架：利用者が直接手に取って図書や雑誌が読める書架を開架と言い、対義語が閉架

³⁰ キャレルデスク：仕切られた1人用閲覧机のこと。



(7) 学習室

学習室を整備します。その管理・運営については、今後検討していきます。

(8) 休憩コーナー

現在、開架室内での飲食は禁止されています。しかし、長時間にわたり図書館に滞在される方が増えています。休憩コーナーは、開架室から離れた場所に設け、来館者が気軽に立ち寄り、給水などのほか、グループで歓談したり、子どもを遊ばせたりできる場所を確保します。

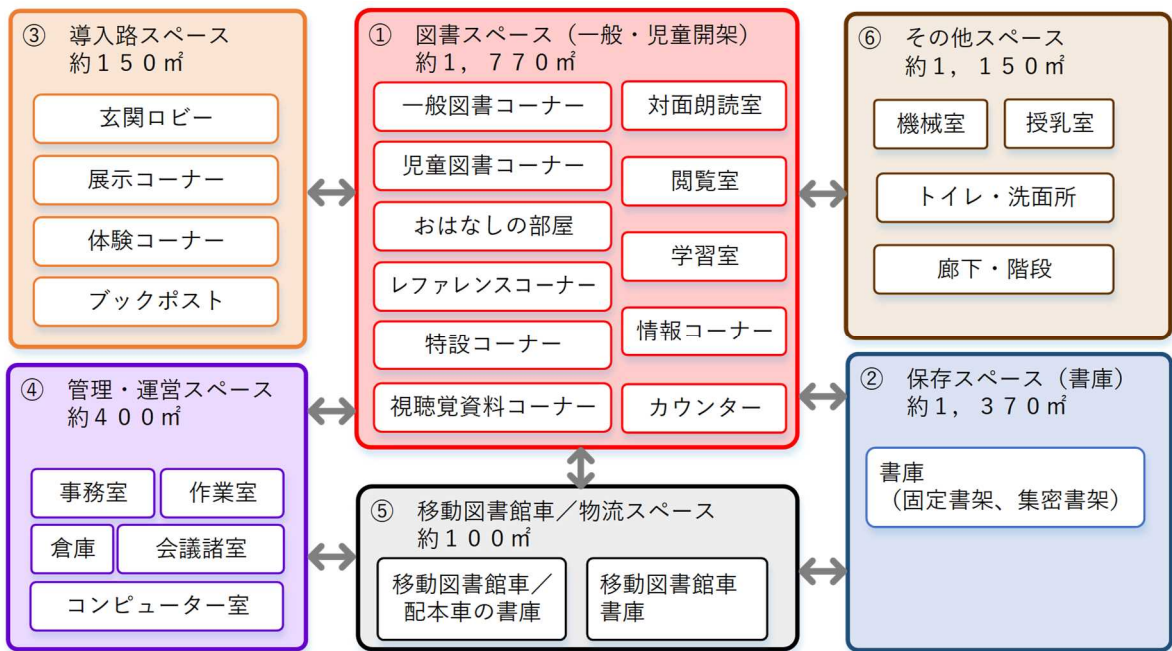


図5 図書館ゾーン図

① 図書スペース（本と人をつなぐエリア）

本を通してゆったりとした時間を過ごすことができる明るく・広い空間、落ち着いた雰囲気を与える開放的な空間を設けることで、人が集まり、寄り添える憩いの場を提供します。

- ・一般図書コーナー …… 図書の配架の他に各コーナー（雑誌・新聞・参考図書・郷土資料）を設けます。
- ・児童図書コーナー …… 図書・絵本・紙芝居コーナーやおはなしの部屋などを設けます。
- ・レファレンスコーナー …… 調査・研究のため来館される方に対して、所蔵している貴重資料などを提供し、閲覧していただく場所です。少グループが集まって調査・研究できる個室も確保します。
- ・特設コーナー …… 時節に応じた情報や話題を、図書を通して提供します。また、所



蔵している郷土資料を使った企画展示を行います。YAコーナーでは、利用の少ない若者層を対象にした図書を選び、興味ある棚づくりの工夫に努めます。

- ・視聴覚資料コーナー …… 障害者・高齢者向け資料を含め、様々な視聴覚資料を置きます。
- ・対面朗読室 …… 公共図書館としてだれもが等しく利用できる施設整備が必要です。活字などによる読書をするのに不自由な方に対して、代読する部屋として使用します。
- ・学習・調査・研究席 …… 利用者のプライバシーを保護し、集中して取り組める広く静かな場所を確保します。
- ・情報コーナー …… 情報が閲覧できるインターネット接続端末を配置します。また、持込みのパソコンを使用できる場所を確保します。
- ・カウンター …… 職員と利用者の接点として、利用者にわかりやすい場所に配置し、館内の案内、貸出・返却、予約・リクエストの受付、レファレンスなど様々な図書館サービスを提供します。カウンター背後に返却のためのブックトラック置場、予約本のための書架など作業スペースを確保します。

② 保存スペース（書庫エリア）

長年に渡って収集してきた資料を保管し、利用者の求めに応じて提供するための書庫とサービスカウンターをつなげ、効率の良い動線を確保します。

- ・集密書架を使って、少ないスペースで多くの図書を所蔵します。また、書庫には資料の検索ができるコンピューターシステムと閲覧・作業のできるバックヤードや視聴覚資料の保存スペースを設けます。

③ 導入路スペース（一息のくつろぎがあるエリア）

図書館は、やすらぎを求めて来館される方に本を提供するだけでなく、幅広く情報が得られる場所、くつろぎを与える場所としての役割を果たしていきます。

- ・玄関までは、緩いスロープと段差のない通路とします。
- ・玄関ロビーには、視覚障害者を安全に建物に誘導する音声誘導装置や点字ブロックを設けます。また、高齢者や障害者にやさしい施設として、正面玄関まで車を寄せられるロータリーを整備します。
- ・施設の利用についてわかりやすい表示に努めます。
- ・情報発信の場として学校、各種団体が活動した取組や学習成果の発表できる展示コーナーを設けます。時の話題を提供するなど、来館者に楽しみを与える企画展示に努めます。
- ・簡単な軽食や給水が取れ、子どもが遊ぶことのできる休憩コーナーを設置します。



④ 管理・運営スペース（施設の維持・管理エリア）

事務室・作業室とサービスカウンターを最短距離でつなぎ、円滑な業務を行います。また、会議諸室を含む施設全体を適正に管理する機能を併せ持ちます。

- ・事務室・館長室・応接室・印刷室・文書庫・電算室（コンピューター室）・倉庫・視聴覚資料の保管庫などの機能を持ったスペースを設けます。
- ・作業室は、図書の受入と整理を行う場所です。あらゆる資料の管理作業場所として、バックヤードスペースを設けます。
- ・大会議室と小会議室を設け、講演会や各種研修会、おはなし会に使用する他、図書館で活動するボランティア団体の活動・交流の場として使用します。また、学校と連携して学習・研究発表の取組にも協力します。

⑤ 移動図書館車／物流スペース（たちばな号・配本車エリア）

人が集まる玄関ロビーに移動図書館車が頻繁に往来すると危険なため、利用者の安全確保に配慮した場所に移動図書館車および配本車の車庫を設置します。

- ・移動図書館車用に、本の入替えや補充を行うための専用書庫を整備します。
- ・配本車で地域館（北部館・（仮称）中部館）およびサービスステーションから回収した本を整理する作業スペースを置きます。

⑥ その他スペース（館内設備エリア）

乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層に配慮した「ユニバーサルデザイン」により、人にやさしく、利用しやすい施設として整備します。乳幼児を対象にした「ブックスタート事業」や「乳幼児向けおはなし会」などの実施により、親子づれの利用が多くなるため授乳室やおむつ交換室を設置します。

- ・棚を見やすくし、図書を探しやすくするための館内表示サインを統一します。
- ・図書館システムおよび周辺パソコン機器を含めた設備機器の整備を行います。



3. 北部館について

(1) 役割

北部館は、彦根市立地適正化計画における居住誘導区域内に立地し、公共施設や商業施設、子育て施設、医療施設、福祉施設等が集積する利便性の高い位置にあり、彦根市歴史的風致維持向上計画(第2期)における重点区域内でもあることから、文化の香り高い彦根らしさを持った図書館として、地域館としての役割とともに保管してきた古文書や貴重な歴史・郷土資料、行政資料、舟橋聖一記念文庫資料など特別コレクションの紹介や、その情報を広く内外に発信し、歴史・郷土資料館的機能を併せ持つ開架と資料の保存・活用を中心とした図書館サービスの提供を行います。

(2) 規模

現有施設を利用します。

(3) 整備場所

施設・設備の改修を行いながら、現図書館を引き続き使用することとします。

(4) 蔵書計画

① 開架

基本となる図書(一般・児童)、雑誌、新聞等を整備し、親しみのある本棚を目指します。現図書館(開架面積800㎡)を利用し、開架冊数は8万冊が望ましいと考えます。

② 書庫

書庫には、4万冊の図書を置き、12万冊の蔵書が望ましいと考えます。特に、図書館創設時からの貴重資料・彦根藩関係資料などの適正な管理スペースを確保していきます。

(5) 歴史・郷土資料の管理

開館以来、旧彦根藩領に関する多くの貴重な資料を収集・保存してきました。これら資料を、後世にまで伝え継ぐことを使命とし、資料の保存に適した施設整備を含む資料の安全と管理の取組を強化します。所蔵資料を使った定期的な企画展を開催し、彦根市立図書館が所蔵する文化資源を紹介していきます。

(6) 舟橋聖一記念文庫

資料の保存や利用者への閲覧等の調査・相談業務に取り組みます。また、生原稿などの特殊資料等の適正な管理スペースを確保していきます。併せて、所蔵資料を使った企画展を実施し、舟橋文学や近代文学資料の紹介に力を注いでいきます。



4. (仮称) 中部館について

(1) 役割

(仮称)中部館は、彦根市立地適正化計画において、J R南彦根駅を中心とした都市機能誘導区域内にあり、彦根市スポーツ・文化交流センター、彦根市立城南小学校、彦根市消防本部などの公共施設や大規模な商業施設、城南保育園をはじめとする子育て施設、彦根中央病院などの医療施設のほか、福祉施設等が集積する利便性の高い位置にあります。

また、図書館サービス圏域には、彦根市の人口重心地があり、人口および現図書館の実利用者の8割を超える市民が居住しています。

こうした現況を踏まえ(仮称)中部館は、J R南彦根駅を核として、多様な人の交流による賑わいに満ちたまちづくりを強化する誘導施設として、開架を中心としたアクティブな図書館サービスの提供に努めるとともに、隣接するスポーツ・文化交流センターと連携し、スポーツや文化、健康、子育てのほか、働く人達のための情報提供や読書ボランティア団体等との連携・協力により、図書館サービスの充実に努めます。

(2) 規模

延床面積は、旧ひこね燦ばれす図書館化調査検討報告書に基づき、既存棟 2,267 m²、増築棟 524 m²の合計 2,791 m²、一般開架室面積は 700 m²程度、児童開架室面積は 340 m²程度、閉架書庫は 250 m²程度とします。

(3) 整備場所

旧ひこね燦ばれすを活用します。

(4) 蔵書計画

① 開架

旧ひこね燦ばれす図書館化調査検討報告書に基づき、開架冊数は10万冊程度(一般開架約7万冊、児童開架約3万冊)とし、各ジャンルの図書・雑誌・新聞、視聴覚資料等を整備します。

書架間の通路は、1.6m程度を確保し、車椅子の方ともすれ違いが楽に行える間隔を取ります。

人口重心地に近く、J R南彦根駅や大型ショッピングセンターに近接し、スポーツ・文化交流センターと隣接することから、スポーツや健康、子育て、働く人達を応援する棚づくりを行うほか、様々なジャンルの図書を揃え、魅力ある書架づくりに努め、利用者の満足度を上げる取組を行います。

さらに、障害者や高齢者向け「大活字本」や「朗読CD」・「デイジー図書」・「LLブック」のほか、デジタル資料などの視聴覚資料の充実に努めます。



児童書架室には、「おはなしの部屋」や「キッズコーナー」などを設置し、幼児・児童が図書や絵本に親しみの持てる書架に努めます。

また、ユニバーサルデザインの導入・既存施設のバリアフリー化により、誰もが使いやすく、人にやさしい施設整備を行います。

② 書庫

収蔵力の高い集密書架を固定書架と併せて使用し、約 5 万冊が収蔵できる閉架書庫を設けます。

(5) 駐車場・駐輪場

駐車場は、旧ひこね燦ばれすの既存施設(約 80 台)を使用します。駐輪場は、20 台程度を確保します。

(6) 展示・特設・休憩コーナー

時節に応じた情報提供や企画展を行う展示コーナーのほか、くつろぎを与える場所としての休憩コーナーなどを設けます。

(7) 対面朗読室・視聴覚ブース

読書をするのが不自由な方に図書を代読する部屋として利用できる対面朗読室や、視聴覚資料、大活字本・朗読 CD・デージー図書等を利用するための視聴覚ブースを設けます。

(8) 閲覧席、学習・調査・研究席

図書資料等の閲覧席を設けるとともに、学習席や調査・研究席を設けます。

(9) サポーターズルーム

図書館ボランティアの活動場所として、サポーターズルームを設けます。

(10) 管理運営スペース

事務室や事務書庫のほか、大会議室・小会議室、物流スペースを設けます。

また、貸出・返却カウンターやレファレンスカウンター、バックヤードを適宜配置します。また、カウンター業務の負担軽減や利用者の待ち時間の短縮を図るため、自動貸出機、自動返却機を設けるとともに、蔵書の保全を図るため、BDS の設置を行います。

(11) その他スペース

授乳やおむつ交換のできる部屋として 授乳室を設けます。



5. 南部サービスステーションについて

稲枝地域の図書館サービスの拡充のため、中央館の支援による図書の貸出・返却や図書の検索のほか、分館的な機能を兼ね備えたサービスステーションを設置します。

設置場所は、公共施設が集積した稲枝支所周辺のエリアが望ましいと考えます。

設置にあたっては、児童図書を中心とした一定の開架スペースや閲覧・学習スペースを確保することとし、既存の公共施設等の活用も含め検討します。

設置時期については、(仮称)中部館の整備後、早期に設置できるよう取り組みます。

6. 移動図書館車（動く図書館たちばな号）について

図書館の施設整備に併せて、現在巡回している52箇所の駐車場所の運営について見直します。

7. 図書館と各関係機関・施設・団体との連携・協力体制について

中央館と地域館（北部館・(仮称)中部館）・サービスステーションをつなぐ図書館システムの構築と図書館を取り巻く関係機関・施設・団体と連携・協力し、地域を支える図書館の実現に向けた取り組みを進めます。

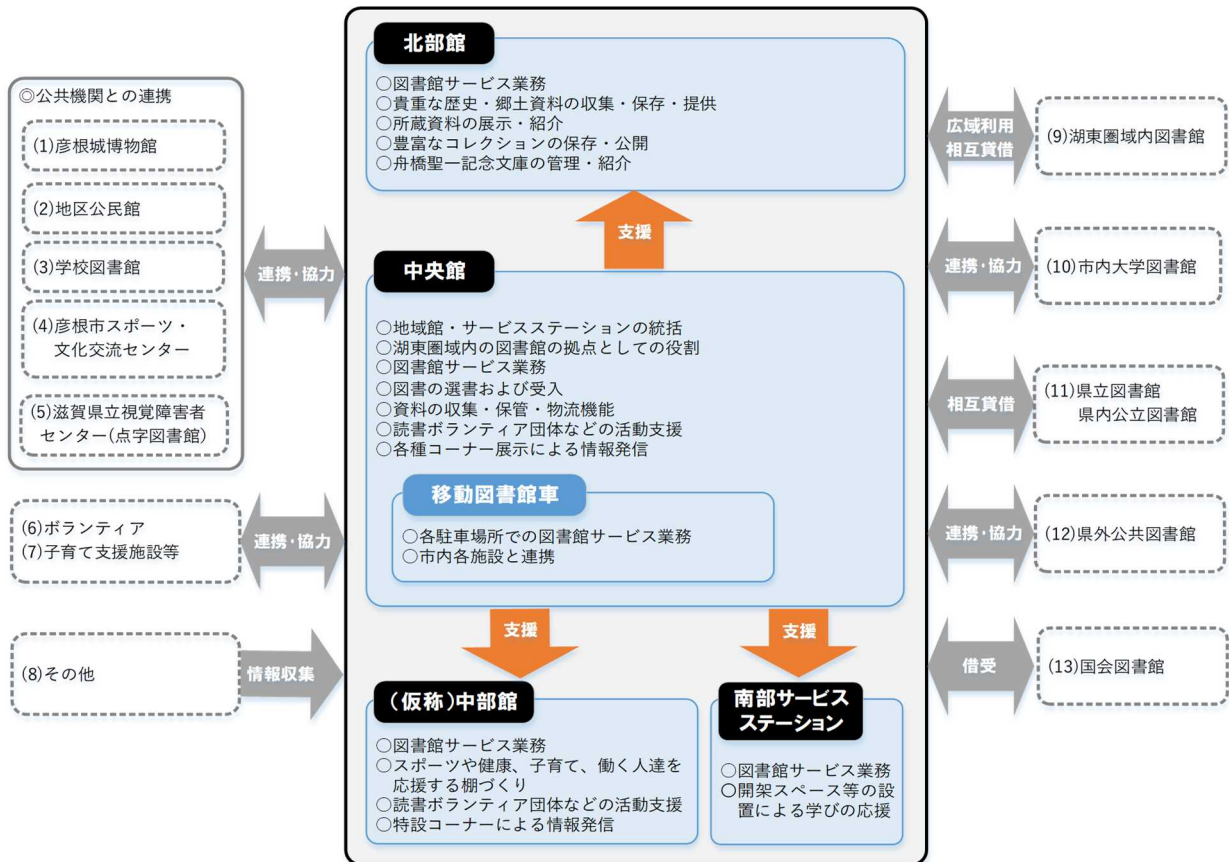


図 6 連携・協力体制図



(1) 彦根城博物館

図書館が所蔵している歴史・郷土資料の調査・研究者に、適切な資料を提供していきます。さらに高度な問い合わせに対しては、専門の学芸員と連携していくことで、きめ細やかなサービスの提供を図っていきます。

(2) 地区公民館

各中学校区に設置されている地区公民館と連携・協力し、図書館サービスの充実に努めます。

(3) 学校図書館

子どもの読書活動を推進していくために学校図書館と連携し、読書活動の拠点となる「³¹読書センター機能」、授業に役立つ資料を備え学習支援を行う「³¹学習センター機能」、情報活用能力を育む「³¹情報センター機能」の充実にに向けた活動を支援していきます。

また、学校図書館システムと図書館システムの連携に向けた検討を進めます。

(4) 彦根市スポーツ・文化交流センター

(仮称) 中部館に隣接する彦根市スポーツ・文化交流センターと各種の行催事や活動と相互連携を図り、図書館サービスの充実に努めます。

(5) 滋賀県立視覚障害者センター（点字図書館）

市内にある滋賀県立視覚障害者センター（点字図書館）の点字図書や録音図書の借り受けを行ったり、朗読ボランティアの協力を受けながら、視覚障害者に対する読書案内を支援していきます。

(6) ボランティア

図書館を支えるボランティア団体以外にも、学校・幼稚園・保育園・公民館・子どもセンターなどで読書ボランティア団体が、それぞれに活動されています。今後は、横のつながりを通して、お互いが成長できる関係を深めていくために連携し、協力していきます。

また、各種行事や館外の環境整備への協力、館内の案内や奉仕活動を補助する図書館サポーターを募り、市民が支える図書館づくりを進めます。

³¹ 読書センター機能・学習センター機能・情報センター機能：学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。



(7) 子育て支援施設・幼稚園・保育園等

乳幼児のときから家庭で本に親しめる環境を育てていくため「ブックスタート事業」の取組を推進し、絵本の読み聞かせやお話し会などの取組を充実させます。

また、保育施設（幼稚園・保育園など）や子育てサークルなど子育てを支える関係機関との連携を図り、子どもの成長に応じた情報を提供し、支援していきます。

(8) その他

図書館が持つ資料の企画展示特設コーナーを設け、新たな利用者向け情報の提供を行います。

起業就労支援コーナーでは、起業や就職・転職の情報を、健康医療情報コーナーでは、病気・医療・健康などの情報を提供します。

(9) 湖東圏域内図書館

湖東定住自立圏構想のもと、1市4町の拠点図書館となる中央館を整備していきます。また、各館が一定のサービス提供が行える図書館サービスの充実、圏域独自の相互貸借と相談・案内業務の連携、職員間の交流によるスキルの向上、各館間で資料を搬送する物流体制など多様なネットワークを構築していくことで、圏域住民のだれもがどこでも利用しやすい図書館サービスの整備を推進していきます。

(10) 市内大学図書館

市内にある3大学図書館との相互協力により、図書の提供と学術資料の利用を中心とした連携を図ります。また、学生と協力した読書活動イベントなどの企画により、図書館が情報の発信場所となり、若年層への利用拡大が図れる活動についても検討していきます。

(11) 県立図書館・県内公共図書館

県立図書館を中心とした県内公共図書館との間に「相互貸借ネットワーク」が構築されていることから、定着化されたルールのもとで資料の相互貸借を引き続き実施します。

(12) 県外公共図書館など

県内の図書館では未所蔵の資料に対し、全国の図書館などから借り受けるサービスを、引き続き提供していきます。



(13) 国会図書館

他館から借りられない資料を借り受けし、利用者に提供するサービスを引き続き行います。

今後は、国会図書館のもつオンラインサービスをも活用した取組に努めます。



彦根市図書館協議会委員

任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日 [令和5年2月24日現在]

(敬称略)

氏名	所属	役職	備考
北村 正一	彦根市立稲枝東小学校	校長	1号
○森 将豪	彦根市社会教育委員	委員長	1号
北村 みずき	ひこね児童図書研究グループ	会長	2号
若林 陽子	彦根市地域文庫連絡会	代表	2号
磨谷 絵美子	彦根市PTA連絡協議会	事務局長	2号
村田 恵美	滋賀県立図書館	館長	3号
平井 むつみ	滋賀文教短期大学	教授	3号
◎久木 春次	彦根の図書館を考える会 (湖東定住自立圏共生ビジョン懇談会委員)	代表	4号
木村 正彦	彦根史談会	会長	4号

◎は会長、○は副会長

<参考>

彦根市立図書館の設置および管理に関する条例

第4条第3項

- (1) 学校教育および社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者



彦根市図書館整備基本計画改訂に係る彦根市図書館協議会開催経過

開催日	主な議題等
第 1 回協議会 令和 4 年 8 月 26 日 (金)	(1) 会長および副会長の選任について (2) 令和 3 年度市立図書館の事業実績について (3) 令和 4 年度市立図書館の事業計画について (4) 令和 4 年度市立図書館の評価項目および評価指標等について (5) 彦根市図書館整備基本計画の改訂について
第 2 回協議会 令和 4 年 9 月 27 日 (火)	(1) 第 1 図書館協議会のふりかえり (2) 図書館整備基本計画における各種データの見直し結果について (3) 図書館整備基本計画第 1 章から第 3 章の改訂素案について (4) 図書館整備に向けた考え方(第 4 章)の見直し方針について
第 3 回協議会 令和 4 年 10 月 31 日(火)	(1) 第 2 図書館協議会のふりかえり (2) 図書館整備基本計画第 1 章から第 3 章の改訂素案について (3) 図書館整備基本計画第 4 章の改訂素案について
第 4 回協議会 令和 4 年 12 月 13 日(火)	(1) 第 3 回図書館協議会のふりかえり (2) 図書館整備基本計画第 4 章改訂素案の修正について (3) 図書館整備基本計画前文(はじめに)の修正について (4) 図書館整備基本計画改訂(素案)について (5) 図書館整備基本計画改訂(素案)に係る意見公募の実施について
第 5 回協議会 令和 5 年 2 月 24 日 (金)	(1) 第 4 回図書館協議会のふりかえり (2) 彦根市図書館整備基本計画改訂(素案)の意見公募の結果について (3) 彦根市図書館整備基本計画改訂(案)について



彦根市図書館整備基本計画

【発行】彦根市

【編集】彦根市教育委員会 彦根市立図書館

【発行年月】令和5年(2023年)3月

〒522-0001 滋賀県彦根市尾末町8番1号

Tel. 0749-22-0649 fax. 0749-26-0300

E-mail: tosyokan@mx.hikone.ed.jp

